

重要事項に関する資料交付依頼書		
当社は宅地建物取引業法第35条第1項第5号の同法施行規則第16条の2の定め並びに昭和63年11月21日建設省経動発第89号及び平成4年12月5日建設省経動発第5号により、下記の中高層分譲共同住宅の取引に関わる重要事項について別記事項をあらかじめ了承の上、必要経費を添えて、貴社に資料交付を依頼します。		
依頼年月日	西暦	年 月 日
当社事項	所在地・会社名	印
	免許番号	国土交通大臣・知事 ( ) 第 号
	連絡先・担当者	TEL FAX 氏名
対象 マンション	所在地	
	名称	
	売却依頼主	住戸番号 号 氏名
媒介契約書	<input type="checkbox"/> 有り	
	<input type="checkbox"/> 無	売却依頼主の連絡先(TEL )
交付資料		
事務手数料 (必要項目にチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> 物件情報・会計資料	5,500円(税込)
	<input type="checkbox"/> 管理規約・使用細則写し	3,300円(税込)
	<input type="checkbox"/> 長期修繕計画書 ※	3,300円(税込)
	<input type="checkbox"/> 決算・予算書 ※	3,300円(税込)
	<input type="checkbox"/> 共用部分の修繕実施状況	3,300円(税込)
	<input type="checkbox"/> 交付資料に関する証明書	1,100円(税込)
	<input type="checkbox"/> 総会議案書1期分(予算・決算書含む)	4,400円(税込)
	<input type="checkbox"/> 総会議事録1期分	1,100円(税込)
	<input type="checkbox"/> 現地保管図書閲覧手数料	8,800円(税込)
	合計(10%対象)	
消費税等10%		円

【注意事項】

「総会議案書」をお申込みの場合、「決算・予算書」は不要となります。

・長期修繕計画は未作成の場合もありますので、必ず事前にご確認ください。  
確認無しにお振込みされた場合は返金できませんので、御注意ください。

・所有者様への確認、及び手数料入金後の回答となるため、媒介契約書・事務手数料振込明細の控えをWEBサイトよりアップロードまたはFAXにてご提出ください。  
アップロードの際はPDF形式に変換をお願いします。

\* 必要経費は、下記の口座にお振込みください。  
(振込手数料は御負担ください。)

横浜銀行 上大岡支店 普通預金 1812462  
株式会社三春情報センター